

暮らしに「ほっ」を届けるマガジン

# コロポックル

Koropokkuru 札幌司法書士会広報誌



vol. 12  
2016 夏・秋号

特集

## 法制度と司法書士の 関わりと歴史

プレゼントが当たるクイズ付き!

シリーズ

もしも〇〇がなかつたら

商業登記編

取引相手の会社の  
ことを知る方法って?~

藻岩山からの夜景



コロボくん

[編集・発行] 札幌司法書士会 札幌市中央区大通西13丁目中菱ビル6F  
TEL.011-281-3505 FAX.011-261-0115 <http://www.sihosyosi.or.jp>

## もしも〇〇がなかったら シリーズ 第2回

# 商業登記編 ～取引相手の会社のことを知る方法って？～

### [登場人物紹介]



桐原 司法書士事務所

きりはら のりこ  
**桐原 法子**  
司の妹。ちょっとだけお調子者の兄が先に司法書士になり、その背中を見て(案じて?)自らも司法書士になった。



きりはら つかさ  
**桐原 司**  
法子の双子の兄。司法書士。



はやしだ  
**林田 さん**  
しっかり者の事務員さんで、司のお目付け役。桐原事務所では、彼がいないとお仕事がたちまち停滞するらしい。

15:00 桐原事務所、おやつタイム

説明が必要かなって。

**林田**：…ちなみに、そのイベント、司先生も参加するんですか？

**法子**：ねえ、林田さん。質問していい？

**林田**：ええ、僕が答えられるような質問なら、いいですよ。

**法子**：司にいが参加すると、子どもたちと一緒に遊び始めちゃって、イベントの体をなさない危険性が…。

**法子**：「会社って、何？」って訊かれたら、林田さんならどう答える？

**林田**：否定できませんね。まあ、司法書士が二人ともイベントに駆り出されたら、うちの事務所は業務が成り立ちませんし…この際、司先生にはナイショということで。

**林田**：…いつものごとく唐突かつ漠然とした質問ですね、どうしたんですか。

**法子**：そういうことで。

**法子**：うん、司法書士会の広報部で、小学生向けに「会社を作つてみよう」というテーマの職業体験イベントを企画しているんだけどね、そもそも会社ってどういうものなのか、

**林田**：話は戻りますが、会社って何か、ですよね。いきなりだと大人でも答えるのが難しいで

すよ。まず、会社ってどんなイメージか、訊いてみる？自営業者と比べてみるとか。

いる、ってことよね。だけど、自営業者が雇用している従業員が屋号(店舗名)を名乗る場合だって、あるわよね？

**法子**：なるほど、会社も自営業者も、商売をする点では同じだものね。会社のイメージ…子どもからはどんなふうに見えているんだろう。

**林田**：…ですね、難しいな。ならば、「姿形」っていうのは、どうです？会社は目で見えないけれど、自営業者は“人”ですから、姿が見えますよ。



**林田**：「社長がいて、従業員がいっぱいいて…」とか？

**法子**：たしかに。会社って、建物や看板といった、入れ物的な存在は目で見えるけど、それって、“人”に置き換えると、家や表札と同じだものね、肝心な中身は？ってことだよね。

**林田**：ええ。では、「会社」って、言い方を変えるとどうなります？

**法子**：えーっと…法人？

**法子**：そうね、「社長」というのは、「会社」の「長」という意味だから、本来は会社の代表者にしか使わない呼称だけれど、自営業者でも従業員がいるところはあるから、それだと事業主さんも「社長」って呼ばれていくそうね。

**林田**：ですよね。“法人”っていうのは、「法によって人格を与えたもの」ってことですよ。一言で“法人”と言っても、利益の追求を目的としないものもあれば、利益を上げて、その中から出資者に配当をできるものもある。会社は、後者ですね。

**林田**：じゃあ、あれですよ、宅配便の配達員さんが玄関口でよく「こんにちはー、ナントカ運輸ですー」って名乗りますよね。でも、その配達員さん個人にはちゃんと、鈴木さんなり、佐藤さんなり、名前があるわけで。

**法子**：うん、私たちは会社から、さまざまな商品やサービスを購入しているけど、会社は、それらを提供するために、原材料を購入したり、取引の契約をしたりする必要があるわよね。

**法子**：つまり、その配達員さんは、宅配業を営むナントカ運輸という会社の従業員で、業務を行うに当たって会社の名前を名乗って

**林田**：ええ、会社には、会社の規則である「定款」で定められた目的の範囲内で可能な限り“人”

と同じ権利義務が与えられていて、モノやサービスを提供するために必要な契約は、全て会社の名前で行えるわけですよ。

法子：けど、会社の姿、というか、中身を見ることができないとなると、大事な契約とか取引をするのに、信用していいのか判断ができないわよね…。

林田：自営業の場合、事業主個人の信用度や人柄などが取引の判断材料になるけれど、会社にはアルバイトの人から社長まで、いろいろな人がいて、それぞれが担う役割や責任も違う。少なくとも、役員になって、会社の業務を執行する権限を持ち、責任を負う人は対外的に分かるように公開しておかないと、安心して取引ができないですね。

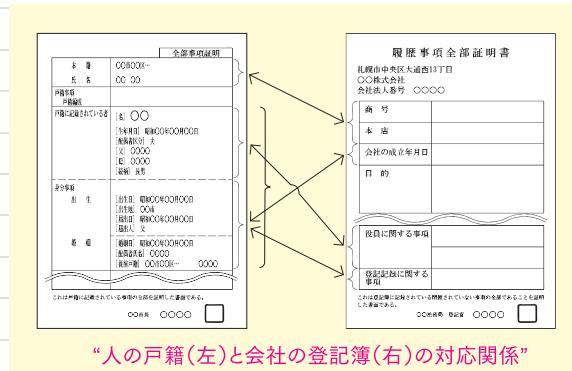
法子：それと、会社がどのような目的で…つまり、どんな業務をするために作られたのか、ってことも重要よね。会社は、定款で定められた目的の範囲内で権利義務を負うわけだし。

林田：そうですね。定款の中で、その会社と取引を行おうとする第三者にとって必要な情報は、公開しておく必要がありますね…だからこそ重要なのが、

法子・林田：登記!!

法子：私たち司法書士の代表的な、そして、とても重要なお仕事だわ。

林田：会社は、姿そのものを見ることはできない。その代わり、会社と取引を安全に行うために最低限必要な情報…相手の会社がどのような業務を、どのような組織体系で行っているのか、責任者は誰なのか、などは見える状態にしておかなければならぬ。そういった情報を公示するのが、会社の登記簿、ってわけですよ。



法子：だからこそ、会社を興そうとする場合には、会社設立の登記が必要なのよね。

林田：ええ、そもそも会社は、設立時に登記申請をしなければ、法的に会社として認められませんし。

法子：自営業者の場合でも、商号の登記を申請して、自分で名付けた大切な屋号を他の人や会社に使われないように守ることができるけど…

林田：登記するかしないかは任意ですから、しない方が多いですね。

法子：その点、会社は、登記簿から事業目的も資本金の額ももなく明らかになるし、比較的の信用力が高くなるわよね。

林田：登記簿といえば、以前、法子先生がケンカしていた、ヤミ金の…

法子：アクトクさん？ 株式会社を名乗っていたのよね。調べたわよ、ちゃんと「トクトクファイナンス株式会社」という会社名でね。それと、貸金業者である以上、登録を受けていなきやおかしいから、貸金業登録があるか、金融庁の「登録貸金業者情報検索サービス」も確認したわ。…登記も貸金業登録も無かったけどね。

林田：…僕の言いたいことが良く分かりましたね。

法子：そりやあ…私、ヤミ金とそんなにケンカしないし。

林田：(ウソだーー!!!)



法子：……。話、戻していい？ 会社設立登記の申請をしなければ、会社は成立しない。会社

の登記簿が無いということは、その会社は存在しないということよね。もちろん、登記された会社でも悪用されるケースはあるから、相手が個人であれ会社であれ、取引や契約の際には慎重に見極める必要があるけど、登記簿の有無は一つの目安になるわよね。

林田：ええ。ちなみに、アクトクさんのように、会社ではないものが会社だと誤認されるような商号を用いた場合、法律違反で100万円以下の過料が科されます。貸金業の無登録営業は、5年以下の懲役、もしくは、個人の場合1000万円以下、法人の場合1億円以下の罰金、または併科ですね。

法子：正式な手続きを踏まない者が罰則を受けるのは当然としても、会社と取引をするときは、その会社の登記簿を見て、どんな会社なのか、代表者は誰なのか、きちんと確認してからでないと。登記簿は全国どの法務局でも取得できるけど、法務局になかなか行けない場合は、自宅のパソコンからインターネットで「登記情報提供サービス」にアクセスして、調べたい会社の商号を入力、検索すれば、その会社の登記の有無が判るし、利用料はかかるけれど、登記簿上の情報を取得することもできるわ。自分の身は自分で守らないとね。

林田：今は物騒な世の中ですからね。いわゆる「オレオレ詐欺」、これは、まったくの別人が、悪意をもって相手の親族になりますしてお

※アクトクさん…法子が対峙した闇金「トクトクファイナンス株式会社」のこと。詳しくは10号を見てね。

金をだまし取る手口ですよね。もしも、悪意をもって架空の会社を名乗って取引をしようとする者がいたら…会社間の取引は、金額が大きくなることが多いのだし、とんでもない損害を被ることになりかねません。やはり取引の上で会社の登記簿の確認は重要ですよ。

法子：そう考えると…会社の情報を登記する商業登記制度が無かったら恐ろしいわね。

林田：商業登記制度が無かったら、会社を現す手段がない。取引の安全も保てないし、会社の信用を維持する術もなくなる。ありえないでしょう。

法子：うよね、やっぱり不動産登記制度も、商業登記制度も、自己の権利保全や取引の安全のために無くてはならない制度なのよね！

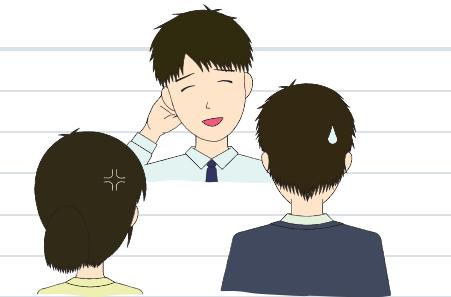
15:30 おやつタイム、終了

林田：ところで…

法子：司にい？遅いわね、どうしたのかしら。

司：ただいまー。途中で近所の小学生につかまっちゃって。キャッチボールの相手をしてたらすっかり遅くなっちゃったよ。

法子・林田：(やっぱり…)



林田：早速なんですが…

法子：司にい、林田さんが司にいの作った裁判書類、チェックしてくれたみたいだよ。

司：林田さん、ありがとう！助かるー。

16:45 終業時間まで、ラストスパート

林田：さっきもでしたが、僕の言いたいことがよくわかりましたね。

法子：ん？…何年一緒に仕事してると思ってるのよ、それくらいはわかりますって。

林田：ご自身のことも、そんな感じでお願いしたいんですけどね。例えば、僕が「さっきお願いした登記申請書のチェック、そろそろしてほしいなー」と念じたら、カン良くやってもらえるとかね。ほら、あと30分で今日のオンライン申請の受付、終了しちゃいますよ？

法子：…スミマセン、可及的速やかにチェックします。

《おしまい》

記事・イラスト：小原有津子

司法書士が答える

# 「ほっ」と相談室 vol.12

～相談内容～  
会社を設立したい。



今回の回答者

札幌司法書士会所属  
司法書士  
安岡聖

会社を設立したいのですが、会社の形態がいくつかあるようで、どのように決めたらよいでしょうか。

会社には、大きく分けて、①株式会社と②持分会社があります。会社の出資者（株主など）がいて、経営者が別にいることを想定した会社が①株式会社であり、出資者と経営者が同一であることを想定した会社が②持分会社と言えます。とはいって、多くの中小企業は①株式会社でありますから、社長自らが出資し経営しています。②持分会社には、さらに、合同会社・合名会社・合資会社という3種類の会社があります。合名会社と合資会社は利用が少ないので、ここでは省略しますね。紙面の都合もありまして…いえ、こちらの話です。株式会社か合同会社で設立されることになろうかと思います。また、有限会社という会社も存在しますが、こちらは新規に設立できなくなりました。

有限会社ってよく聞きますが、なぜ作ることができなくなつたのですか。

10年前の法改正で、有限会社は株式会社に統合されました。以前は、株式会社は「役員は取締役3名以上、監査役1名以上を置く」、「取締役の任期は原則2年」などの制約がありました。今は取締役1名でも設立できますし、役員の任期も10年くらいまで伸ばせるようになりました。また、資本金1円でも会社を作れる時代ですので、株式会社の自由度が増し、有限会社に近い設計もできるため、有限会社を新規で作る意味合いが薄れたのだと思われます。既存の有限会社は株式会社とみなされます。有限会社の社名を今も使用できるなどの経過措置があります。

なるほど。では、株式会社と合同会社の違いはどのようなものでしょうか。

まず、社会的認知度・信用度の違いでは、株式会社は圧倒的に有名で無難だと思われます。取引先の要請で会社を作ることも多いと思いますが、株式会社であることを求められる場合もあると思います。合同会社は最近でき

た形態ですので、設立件数は伸びてきているとはいえ、認知度・信用度はまだこれからです。「合同会社で作ったけど、『合同会社ってよくわからない』と言われることも多いため、株式会社に変更したい」とおっしゃる方もいますし、逆に『合同会社って何ですか？』と話が弾むことから、営業先とのコミュニケーションに使うため、えてマイナーな合同会社を選ぶ方もいました。大手スーパー・マーケットにも、合同会社という形態をとっている会社があります。

他には、代表者の肩書きが、株式会社は「代表取締役」、合同会社は「代表社員」となる違いがあります。

費用はどのくらいかかるのでしょうか？

設立の登記費用では、株式会社は、定款認証費や登録免許税などの実費が最低20万円程かかりますが、合同会社は、定款認証が不要で、登録免許税も最低6万円程度です。司法書士報酬など他にも費用がかかりますが、初期費用を抑えたい方は合同会社の選択肢も有効だと思います。なお、あとから株式会社に変更することも可能ですが、社名が変わるために、変更登記や会社印・封筒の作り直しなどの諸費用や、銀行・役所への変更届などの手間がかかると思われます。

設立後の違いでは、株式会社は役員の任期がありますので、たとえ同じ役員を選び直すとしても、任期のたびに役員変更の登記費用がかかります。合同会社は、任期という概念がないため、その費用はかかりません。

どちらも一長一短があるので、迷いますね。

そうですね。最終的にはお客様のご判断ですが、私見としましては、費用を抑えたい場合や合同会社の珍しさを利用してみたい場合は合同会社、取引先が株式会社であることを求めていたり、社会的認知度・信用度がより高い方を選びたい場合は株式会社で設立されるのがよろしいかと思います。

イラスト：マルヤマクマ

# 札幌市役所・各区役所 相談窓口

「市民の声を聞く課」入江幽子課長にお話を伺いました。



コロボックル：札幌市の「市民の声を聞く課」では、札幌市役所1階や市内各区役所に相談窓口を設置していますね。

**入江課長：**さまざまな悩みについて、問題解決の糸口をつかんでいただくことを目的として、昭和34年から無料相談を実施しています。曜日ごとにそれぞれの専門家が対応する形です。相談窓口は、札幌市内にお住まいの方だけではなく、札幌市内の学校に通っている方や、札幌市内で勤めている方もご利用いただけます。

編集部：私たち司法書士も、市役所では毎週火・水・金の週3回、各区役所では週1回隔週で対応していますね。

司法書士は、主に不動産登記・商業登記(会社の登記)といった登記手続きに関する内容や、相続や遺言に関する相談を受けることが多いですね。あとは、多重債務等の借金についての相談や、場合によっては裁判事務についての相談を受けることもあります。他の専門家にはどのような事を相談できるのでしょうか。

**入江課長：**そうですね、例えば弁護士による法律相談(予約制)や、交通事故相談員による交通事故に

関する保険金の請求や示談についての相談は、基本的に平日は毎日実施しています。

あとは曜日によって、税理士には所得税や贈与税、確定申告や納税といった税務に関する相談を受けていただいているし、不動産鑑定士による不動産の価格や地価動向、競売等についての相談もありますね。

また人権に関する問題、例えばいじめや差別についてですか、嫌なうわさを流されたり暴言を吐かれといった事についての相談は、人権擁護委員の方に受けていただいています。

他にも、家庭生活や生き方、育児や夫婦関係といった身近な問題や悩み事についての相談も受け付けていますよ。

編集部：相談できる内容は幅広いのですね。

**入江課長：**そうですね、ここで解決しなくても解決のための糸口をつかんでいただければという方向性ですので、まずは様々な内容について相談を受けられるようにしています。

誰に相談すればよいか分からぬという方も、受付で相談内容を伺って、当課において適切な専門家に割り振りますので、ご利用いただきやすいのではないでしょうか。

ただ、すべての相談について具体的に書類を作るという業務は行っていませんので、相談される方はその点ご注意いただければと思います。

あとは、相談時間がお一人につき20~30分と限られているので、相談内容に関係がありそうな資料がある場合は、それらの書類をお持ちいただいた方がより適切なアドバイスを受けられます。質問内容をメモしてまとめておくのも良いでしょうね。

編集部：なるほど。利用しやすい印象を受けますが、実際に相談を受けられる方はどのくらいいらっしゃるのでしょうか？

**入江課長：**そうですね、例え昨年度は1年間で、市役所設置の相談窓口だけでも3,000件を超える相談があり、各区役所の相談窓口の相談件数と合わせると、全体で約8,000件の相談がありました。

相談にいらっしゃる方の年齢層は60代以上の方が多いですが、10代、20代の方からの相談もありますし、幅広いですね。

編集部：相談内容としては、どのようなものが多いのでしょうか？

**入江課長：**市役所設置の相談窓口では、相続に関する相談が全体の約20%と一番多いですね。次いで家庭・離婚についての相談が約15%です。その次は借家についての相談や相隣関係(近所のトラブル)の相談でしょうか。

各区役所の相談窓口を合わせた全体で見ると、家庭生活についての相談件数が全体の約38%と、ぐっと多くなります。全体で見ても相続についての相談は次に多いですね。

相談を受けられた方からは、「親身になって丁寧に説明してもらえてありがたかった」「悩んでいましたが、相談してすっきりしました」といった声もいただいているます。

編集部：どこに相談したら良いかわからない困りごとや、様々な種類の相談に応じてもらえるこちらの相談窓口は、市民にとってとても有難い制度ですね。

私たち司法書士も、その一端を担う者として、市民の皆様のお役に立てるようこれからも尽力いたします。

本日はお忙しいところ、どうもありがとうございました。



市役所の中にある  
「市民の声を聞く課」  
の入り口

※各種相談は祝日や年末年始を除く月曜から金曜に行っていますが、相談内容によって曜日や時間帯が異なりますので、ご相談の際はあらかじめ札幌市ホームページをご覧いただくか、市民の声を聞く課にお問い合わせください(電話 011-211-2075)。なお、来庁された方が優先ですが、法律相談を除きお電話での相談も可能です。

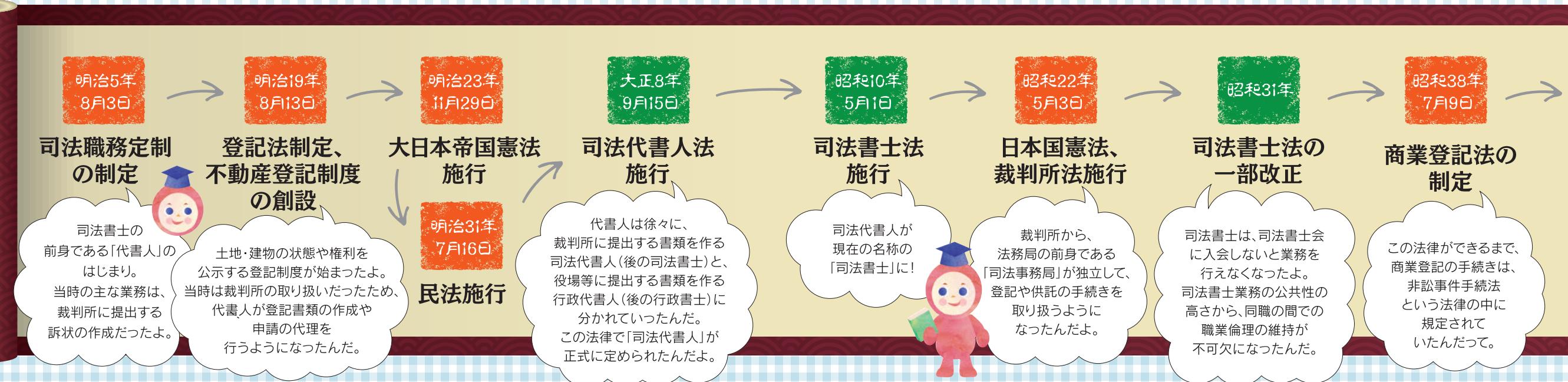
# プレゼントが当たるクイズ付き! 法制度と司法書士の関わりと歴史

法制度全般に関わる内容 司法書士に関わる内容 成年後見に関わる内容



8月3日は「司法書士の日」。その記念行事として、今年は8月24日に、札幌駅前通地下歩行空間で司法書士の歴史などを展示するイベントを行ったよ。その内容をここでもちよこつと紹介。

この後のクイズのヒントも隠れているから、ぼくの発言にも注目してね。





# 司法書士にまつわる、ちょっとだけ マニアックなクイズ

だいぶん!?

司法書士の日のイベントに行けなかった!という方のために、こちらにもクイズを掲載します。  
全問正解できたら、ぼくよりも司法書士に詳しい「司法書士マニア」かも?  
ちょっと難しいけれど、がんばって解いてみてね!

Q1

すばり!この中でいちばん古い出来事はどれでしょう?

- ①大日本帝国憲法の施行 ②民法の施行 ③不動産登記制度の創設

Q2

ご病気などで判断能力が低下した方に対する成年後見制度による支援には、補助、保佐、後見の3類型があり、家庭裁判所に対し、どの支援を受ける申立てをするかは、支援を受けようとするご本人の判断能力がどれくらいあるかによって決まります。さて、ここで問題です。ご本人のために補助・保佐・後見の3類型のうち、どの支援を受ける申立てをすればよいかは、誰の診断を基準に行うのでしょうか。次の□に当てはまる漢字2文字を記入してください。

\_\_\_\_\_の診断

Q3

司法書士は、裁判所に提出する書類の作成や登記、供託の申請代理をすることができますが、その中でも法務大臣の認定を受けた司法書士は、簡易裁判所における訴額(争いの対象となる金額)140万円以下の民事事件(裁判)の代理をすることができます。法務大臣の認定を受けた司法書士ができる業務は、次のうちのどれでしょう?

- ①貸したお金100万円を返してもらうための簡易裁判所での訴訟の代理(貸金返還請求事件)
- ②敷金10万円を返してくれない大家さんとの間でする、簡易裁判所での民事調停の代理(敷金返還請求事件)
- ③会社を作るときの、会社設立登記の申請の代理
- ④夫婦の預金140万円をどのように分けるかを含めた、家庭裁判所でする離婚調停の代理
- ⑤土地(1000万円)に放置された自動車を撤去してもらうために地方裁判所に提出する訴状の作成  
(土地明渡請求事件)※ 不動産の明け渡しの裁判の訴額は、不動産の価格の2分の1です

Q4

不動産を買ったり(売買)、もらったり(贈与)した場合には、その不動産の登記簿上の名義を変える手続きが必要になります。この、名義を変えるための登記は、次のうちどの機関に対して申請するのでしょうか?

- ①不動産の所在地を管轄する市役所・町役場の固定資産税課 ②不動産の所在地を管轄する法務局
- ③不動産の所在地を管轄する都道府県庁の不動産取得税課

Q5

皆さんの身近にある様々な会社は、一般的の「人」と違って姿が目に見えないため、登記簿に事業内容や役員構成などを記録することで、その会社がどのような会社なのかを現しています。さて、この「会社の登記簿」を作ったり、内容を変更したりするための、登記の申請について定めている「商業登記法」は、何時代にできた法律でしょうか。次のうち、商業登記法ができた時代と、その当時に商業登記の取扱いをしていた機関の組み合わせで、正しいものを選んでください。

- ①時代:昭和 | 取扱機関:法務局 ②時代:大正 | 取扱機関:裁判所 ③時代:明治 | 取扱機関:各府県

ヒントは  
HPにもあるよ!

# ご応募頂いた方に抽選で プレゼントをお贈りいたします!!

ラッキー賞

美味しい「だし」セット

応募者の中から

抽選で**8名様**



司法書士マニア賞

美味しい「お米」セット

全問正解者の中から

抽選で**3名様**



さらに!  
応募者全員に  
コロボくんグッズ  
をプレゼント!  
何が当たるかは  
お楽しみ!!



## <ご回答> & コロボックルアンケート

### 1 クイズの答え

クイズ1、3、4、5の答えはいずれかの数字を1つ☑チェック  
クイズ2の答えは□に当てはまる漢字2文字を記入してください

・クイズ1の答え □① □② □③

・クイズ2の答え \_\_\_\_\_ の診断

・クイズ3の答え □① □② □③ □④ □⑤

・クイズ4の答え □① □② □③

・クイズ5の答え □① □② □③

### 2 コロボックルVol.12をどこで入手しましたか?

3 今後のコロボックルで取り上げてほしいこと、その他感想や要望、司法書士に聞いてみたいことなどがありましたら、自由にお書きください。

### 4 フリガナ 氏名 \_\_\_\_\_

住 所 〒 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

ご職業 \_\_\_\_\_

ご協力ありがとうございました!

予約不要  
相談料無料

法務局・司法書士会  
無料登記相談所



OPEN  
しました!

「不動産の名義を変えたい」「会社を作りたい」「でもどういう書類を作ったらいいんだろう」…そんな悩みに司法書士がお応えする無料登記相談所「きけるっしょ」が、平成28年2月22日(月)から、JR札幌駅北口そばの札幌法務局(札幌第1合同庁舎1階)内に設けられております。売買・相続などの不動産登記や、会社設立・役員変更などの商業登記の専門家である司法書士が、登記を行う法務局で相談をお受けするという、道内初の画期的な試みです。

初日にはセレモニーが行われ、猿田史典札幌司法書士会会長は「多くの皆様が気軽に利用できる存在となるよう、この相談所に『きけるっしょ』という愛称をつけました。登記制度はわが国の経済取引の基盤となる重要な制度のひとつで、この相談所を通じてお役に立てるよう、札幌司法書士会一丸となって努力して参ります」と意気込みを語りました。

開設後1か月で300件を超える相談があり、現在も1日約15件の相談をお受けし、大変ご好評を頂いております。皆様も登記についてわからないことがありましたら、ぜひ「きけるっしょ」をご利用ください。

開設日時 平日の月曜～金曜 午前10時～午後4時

場 所

札幌市北区北8条西2丁目1番1  
札幌第1合同庁舎1階  
札幌法務局登記部門内



相談内容 商業・法人登記、不動産登記(権利)  
※登記申請書類の事前審査、申請書類等の  
記入はできません

- 申請者ご本人様や会社・法人の役職員様からのご相談をお受けします。
- 相談時間は一組20分までです。
- なるべく正確なお話ができるように、登記事項証明書、定款などの関係書類をお持ちください。



「きけるっしょ」  
相談ブースに座る  
札幌司法書士会  
猿田会長



お知らせ

## 高齢者・障がい者のための 成年後見相談会

日 時 / 平成28年8月29日(月)10:00～16:00

場 所 / 札幌駅前通地下歩行空間 懇の空間

主 催 団 体 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート札幌支部  
札幌司法書士会

お問い合わせ先

リーガルサポートさっぽろ事務局 ☎011-280-7078

ご予約不要! どなたでもお気軽にご相談ください。司法書士が丁寧にご相談にのります。また、リーガルサポートさっぽろでは、成年後見に関する電話相談も行っておりますので、相談会に来られない方はぜひこちらにお電話ください。

電話相談

月～金曜日 12:00～15:00  
(祝祭日・年末年始・お盆期間を除く)

受付電話番号

☎011-280-7077

リーガルサポートさっぽろ  
キャラクター



覚えてすぐ使える!!  
ワンポイント手話教室

『暑いっ!!』

軽くにぎった手を  
うちわで

あおぐように  
顔に向けて

手首から振るように  
動かす



ご意見・ご感想と協力施設・店舗を  
募集しています

札幌司法書士会広報誌「コロボックル」のご意見・ご感想を下記までお寄せください。よりよい「コロボックル」作成への参考とさせて顶きます。また、コロボックルの配布(設置)協力施設・店舗を募集しています。ご協力頂ける方は、下記までぜひご連絡ください。

郵便 ☎060-0042

札幌市中央区大通西13丁目中菱ビル6F  
「札幌司法書士会 コロボックル係」宛

TEL 011-281-3505

FAX 011-261-0115

H P <http://www.sihosyosi.or.jp>



コロボックルの  
パックナンバーも  
公開中です!!

## 株式会社の役員の皆さん、任期は大丈夫ですか?

平成18年5月に会社法が施行され、株式会社の役員の任期が、条件を満たせば10年まで伸長できるようになりました。今年はそれから10年目。かつて任期を変更した会社も、そろそろ役員変更の時期では? 任期が来ると、同じ人が役員を続ける場合でも、役員変更の登記はしなければなりません。登記をしないと、過料の制裁を受けたり、会社が解散したとみなす登記をされてしまう可能性があります。

今一度、登記簿などを確認し、わからないことはぜひ司法書士にご相談を。

編集  
後記



先日、東日本大震災の被災地の巡回相談に行ってきました。震災から5年以上経ちますが、復興の工事はまだまだ続きそうです。現在でも日本中の様々な団体が被災地で復興のため色々な活動を行っておりました。まだ、完全に復興するまで時間がかかると思いますが、司法書士として、人間として、これからも復興のための活動を続けたいと思います。

中西晃弘

## 【司法書士の主な業務】

- 売買・相続などの不動産登記手続の代理 □会社設立・役員変更などの会社・法人登記手続の代理
- 簡易裁判所における訴訟・調停、相手方との交渉の代理(140万円以下の民事事件。法務大臣認定の司法書士が行います。)
- 裁判所へ提出する書類(訴状、離婚・相続に関する申立書類等)の作成
- 認知症などで判断能力が不十分な方への成年後見制度による支援 □遺言、賃貸借、借金・お金のトラブルなどのご相談

相談  
無料

## 札幌司法書士会法律相談センター

〈面談(予約制)による相談センター〉 申込方法:下記番号まで、希望相談日時をご予約ください。

面談予約 **011-272-9035** 受付時間／月～金▶9:00～17:00

※祝祭日・年末年始・お盆期間を除く

住所:札幌市中央区大通西13丁目 中菱ビル3階 相談員:認定司法書士

下記地区においても相談を受付けています。

- 滝川地区／0125-23-7737 ■苦小牧地区／0144-33-8885
- 小樽・余市地区／0134-62-6734 ■岩見沢地区／0126-20-2575
- 室蘭地区／0143-46-8585 ■夕張地区／0123-56-5666



## 札幌司法書士会ADRセンター

ADR(裁判外紛争解決手続)とは、身の回りで起こる様々なトラブルを、裁判ではなく話し合いで解決することを目指す手続きです。公正中立な第三者が間に入り当事者の自主性を尊重しながら、柔軟な和解解決を図ります。

電話予約 **011-272-0090** 受付時間／月～金▶9:00～17:00

※祝祭日・年末年始・お盆期間を除く



相談  
無料

女性司法書士による女性のための法律相談窓口

## なのはな相談センター

女性からの法律相談および手続きに関するご相談をお受けする常設の相談窓口です。女性相談員が女性特有の問題、身の回りのトラブル、登記、相続手続、成年後見、債務整理などのご相談をお受けします。

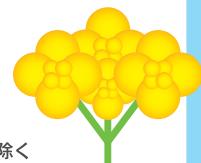
電話相談 **011-522-5625**

電話相談受付時間／月・水・金▶12:00～15:00 火・木▶16:00～19:00

面談予約 **011-272-9035**

面談予約受付時間／月～金▶9:00～17:00

面談日時／木曜日▶17:00～18:00～19:00～



相談  
無料

## 困りごと“ほっと”ライン

〈電話相談センター〉

電話相談  
ダイヤル

**011-211-1585** 受付時間／月～金▶13:00～16:00

※祝祭日・年末年始・お盆期間を除く



詳しくはホームページをご覧ください

<http://www.sihosyosi.or.jp>

札幌司法書士会

検索